

広島城の展示整備に関する懇談会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、広島城の展示整備に関する懇談会開催要綱第 5 条第 2 項に基づき、広島城の展示整備に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 懇談会は、これを公開する。ただし、広島市情報公開条例第 7 条に掲げる情報が含まれる場合は非公開とする。

(会議開催の周知)

第 3 条 市民局文化振興課は、懇談会を開催するに当たって、懇談会の日時、場所等必要事項を記載した懇談会の開催案内を作成し、原則として懇談会を開催する日の 1 週間前までに、これを次の方法により懇談会を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) 市民局文化振興課における備付け
- (2) 広島市公文書館における備付け
- (3) 広島市ホームページへの掲載

(傍聴人の定員)

第 4 条 傍聴人の定員は、10 名とする。

(傍聴手続)

第 5 条 傍聴の申込みの受付は、懇談会の当日、懇談会開始の 30 分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な懇談会の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合を除く。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、座長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、懇談会の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、あるいは当該懇談会を中止する等の措置を講ずることができる。

(議事要旨の作成及び閲覧)

第9条 市民局文化振興課は、次に掲げる事項を記載した懇談会要旨を速やかに作成するものとする。

- (1) 懇談会名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席委員氏名
- (5) 議題（公開・非公開の別）
- (6) 懇談会を非公開とした場合は、非公開の理由
- (7) 傍聴人の人数
- (8) 懇談会資料名
- (9) 各委員の発言要旨
- (10) その他懇談会等が必要と認める事項

2 市民局文化振興課は、作成した懇談会要旨の内容を正確にするため、座長の確認を経るものとする。

3 市民局文化振興課は、作成した懇談会要旨を、市民局文化振興課及び広島市公文書館の所定の場所に備え付け、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

附則

この要領は、令和3年7月19日から施行する。